

家族の取扱いに対する考え方（案）

1. 欧米における取扱い

○ EMEA

家族は報告対象とされていない。

○ FDA

「一般市民、FDA 諮問委員会メンバー、FDA 職員のための、利益相反の有無と FDA 諮問委員会への参加可否の決定に関するガイダンス案」では、「通常、経済的利益は以下の範囲について検討しなければならない。」と記載されている。

- ・メンバー
- ・メンバーの配偶者と未成年の子供

2. 国会公務員倫理法における取扱い

家族に関する規定はなし。

3. 基準設定にあたっての考え方（案）

- 委員の家族（配偶者及び未成年の子供）が、当人の役務、地位等により得た正当な報酬等に基づき購入した株式等の経済的利益までも、当該委員の寄附金・契約金等を含めるのはおかしいのではないか。
- 本来的には委員本人への利益となることを意図していながら、当該委員の家族（配偶者及び未成年の子供）に対する利益とされている場合（例えば、家族への便宜供与など）、本人の寄附金・契約金等へ含めることとしてはどうか。

神山委員提出資料

公 告

め続けた。

そして、結局、懲戒請求者から源泉徴収票の提出を拒絶された被懲戒者は、同月20日、懲戒請求者に電話して、もし被懲戒者の説明が虚偽でなかったら謝罪してほしい等と言った。

被懲戒者の上記行為は、税務上の必要性について調査・検討が不十分であったことから判断を誤り、本来不要な源泉徴収票を不当に要求したと評価され、法令及び事実関係の調査義務（弁護士職務基本規程第37条第1項・第2項）に違反するものであり、さらに自己のそのような行為に対して謝罪を要求した点は、不適切な対応であったと言え、弁護士として品位を失うべき非行に該当する。

4 処分の効力の生じた日

2007年3月12日

2007年6月1日

日本弁護士連合会

公 告

千葉県弁護士会がなした懲戒の処分について、同会から以下のとおり通知を受けたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第1号の規定により公告する。

記

1 懲戒を受けた弁護士

氏 名 佐 伯 幸 男

登録番号 1 0 8 3 6

事務所 千葉県匝瑳市八日市場イ
2608 佐伯幸男法律事務所

2 懲戒の種別 戒 告

3 処分の理由の要旨

被懲戒者は、2003年2月10日、交通事故に関して、運転者であった懲戒請求者及び同乗者Aの両名の代理人として、事故の相手方Bに対する損害賠償請求訴訟を提起し、懲戒請求者から着手金として30万円を受け取った。その後、懲戒請求者とAとが利益相反することに気づき、懲戒請求者に何も告げずにその代理人を辞任し、着手金の清算をしなかった。

被懲戒者は、上記AのBに対する損害賠償請求訴訟を取り下げ、2004年4月7日、同一事故についてAの代理人として、懲戒請求者及びBを被告とする損害賠償請求訴訟を提起した。

上記の被懲戒者の行為のうち前段の行為は、廃止前の弁護士倫理第40条に、後段の行為は、弁護士法第25条第2号、廃止前の弁護士倫理第26条第1号に違反し、弁護士法第56条第1項に定める品位を失うべき非行に当たる。

4 処分の効力の生じた日

2007年3月14日

2007年6月1日

日本弁護士連合会

公告

公 告

愛知県弁護士会がなした懲戒の処分について、同会から以下のとおり通知を受けたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第1号の規定により公告する。

記

1 懲戒を受けた弁護士

氏 名 鈴木 顯 藏

登録番号 15064

事務所 愛知県名古屋市東区白壁1-45 白壁ビル508 鈴木顯藏法律事務所

2 懲戒の種別 業務停止2月

3 処分の理由の要旨

被懲戒者は、2003年6月12日、Aを売主とし、懲戒請求者を買主とするゴルフ場の不動産等の売買契約の締結に際し、Aの依頼を受けて契約書の作成に関与したものであるが、懲戒請求者が契約どおりに代金を支払わなかったためAの代理人として売買代金の回収に関し事件処理を継続していたにもかかわらず、懲戒請求者の従業員として本件ゴルフ場の運営を任されていた者であって、実質的には債権回収の相手方たる懲戒請求者と同視することができるBに対し、自己の関係会社の資金繰りのための資金提供を依頼し、同年7月1日、Bから金500万円の貸付けを受けた。

その後、被懲戒者は、懲戒請求者から別件で調査業務等を受任したが、引き続きBらに対して自己の関係会社への資金協力を働きかけ、同月31日、懲戒請求者から、名目はともかくとして、実質的には多額に過ぎて上記調査業務等の弁護士費用と認めることのできない金500万円の支払いを受けた。

被懲戒者の上記の行為は、いずれも事件の相手方に対する利益供与の要求及びその收受を禁じる弁護士法第26条に違反するものであり、このような行為は弁護士として

の職務の公正を害するものであるから弁護士法第56条の品位を失うべき非行に該当する。

4 処分の効力の生じた日

2007年5月8日

2007年8月1日

日本弁護士連合会

前回までの議論を踏まえた海外調査結果概要（その2）

1. 治験などの臨床研究、受託研究に係る契約金等の取扱いについて

回答：米国、欧州ではともに、臨床研究の契約・助成は、通常、企業と組織との間で行われる。その上で、米国 FDA では、原則として、諮問委員会委員が所属する組織との契約・助成金は、ガイダンス案における経済的利益の 50,000 ドルの中に含めることとする予定である。ただし、審議品目又は競合製品とは異なる製品に関する研究の契約・助成金は、経済的利益の 50,000 ドルの中には含めないこととする予定。

一方、欧州 EMEA では、科学諮問委員会委員等が所属する組織との契約・助成金は、経済的利益の 50,000 ユーロの中には含まれない。臨床研究や受託研究に係る活動は、当該委員が（審議対象品目又は競合品目の）コンサルタント、治験責任医師又は治験分担医師としての活動があったかどうかということで評価される。

2. 競合企業の取扱いについて

回答：米国 FDA、欧州 EMEA とともに、審議対象品目と同じ効能・効果の医薬品を製造する企業との経済的利益を合計する。

欧州 EMEA の場合、専門家（メンバー）は、関与企業をリスト化し、利益の合計が 50,000 ユーロを超えるかそれ未満かを示す。競合企業について宣言された経済的利益の合計が 50,000 ユーロ未満の場合は、内訳は求められないが、50,000 ユーロを超えていると宣言された場合は内訳が求められる。

(参考)

米国FDAに対する質問事項と回答（概要）

1. 臨床研究の契約・助成金は、ガイダンス案のステップ4における「参加不適格となる経済的利益の合計」の50,000ドルに含まれるか。また、当該50,000ドルに組織の利益も含めるのか。

回答：そのとおりである。そのような個人又は学術機関への助成金は、一般的には含まれるが、諮問委員会メンバーが雇用されている大学との契約又は助成金で、諮問委員会の議題となっている製品又は競合製品ではない製品に関する研究を実施するためのものは除かれる。

2. 「競合製品」について、例えば、ランソプラゾールの場合、「競合製品」はプロトンポンプ阻害薬（薬理作用が同じ医薬品）という範囲か。あるいは、消化性潰瘍用剤（プロトンポンプ阻害剤、H2ブロッカー、粘膜保護剤などを含む。効能・効果が同じ医薬品）という範囲か。

回答：一般的には、対象医薬品と同じ効能・効果を有する場合、当該医薬品は競合製品と考えられる。

3. 競合他社が複数社ある場合、これらの会社全てとの経済的利益を合計するのか。

回答：そのとおりである。

(参考)

欧州 EMEA に対する質問事項と回答 (概要)

1. 経済的利益に、契約・助成・共同研究開発、特許・特許権使用料・商標、指導・講演・執筆、及び専門家証人活動による報酬は含まれるのか。

回答：指導・講演・執筆料は利益相反の分類のどれにもあてはまらず、含まれていない。契約・助成・共同研究開発は、コンサルタント、治験担当医師等としての活動がある(あった)かどうかで評価される。専門家証人活動も同様。従って、経済的利益にはこれらの活動は含まれない。

2. 「再分類基準」の「利益相反レベル C」の「審議対象となる会社あるいはその競合他社から 50,000 ユーロを超える経済的利益を得ている」における 50,000 ユーロの中に、臨床研究の契約・助成金も含めるのか。また、当該 50,000 ユーロに組織の利益も含めるのか。

回答：そのような活動は、コンサルタント、治験担当医師としての活動がある(あった)かどうかで評価される。経済的利益は、株と株式の保持、ストック・オプション、資産、債券、製薬企業の資本に関する共同経営利益を含むものである。

3. 「競合製品」について、例えば、ランソプラゾールの場合、「同じ効能・効果を目的とする医薬品」はプロトンポンプ阻害薬(薬理作用が同じ医薬品)という範囲か。あるいは、消化性潰瘍用剤(プロトンポンプ阻害剤、H2ブロッカー、粘膜保護剤などを含む。効能・効果が同じ医薬品)という範囲か。

回答：同じ効能・効果の医薬品全てである。薬理作用が同じかどうかにかかわらない。

4. 競合他社が複数社ある場合、これらの会社全てとの経済的利益を合計する
のか。

回答：専門家（メンバー）は、関与企業をリスト化し、利益の合計が 50,000 ユーロを超えるかそれ未満かを示す。競合企業について宣言された経済的利益の合計が 50,000 ユーロ未満の場合は、内訳は求められないが、50,000 ユーロを超えていると宣言された場合は内訳が求められる。